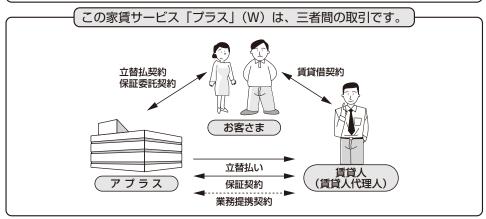
# 家賃サービス「プラス」(W)契約について

# 1.契約内容を明らかにした書面はよく読みましょう。

- ●「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス「プラス」(W)契約について」と「アプラス家賃サービス「プラス」(W)契約書」)をよくお読みください。
- ●「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(賃貸人代理人)、家賃サービス「プラス」(W)(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- ●「家賃サービス「プラス」(W)契約について」と「アプラス家賃サービス「プラス」(W)契約書」 (写し)は大切に保管してください。

# 2. 家賃サービス「プラス」(W) の仕組み



● お客さまがこの家賃サービス「プラス」(W)を利用して賃貸借契約を締結された場合、家賃、管理費・共益費、駐車場代金等の賃借費用等はアプラスがお客さまに代わって立替払いします。 お客さまは賃借費用等をアプラスの口座振替の仕組みを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。

また、賃貸借契約の解除、解約後、お客さまが賃貸人に対して負担すべき債務や費用等をアプラスがお客さまに代わって保証履行いたします。

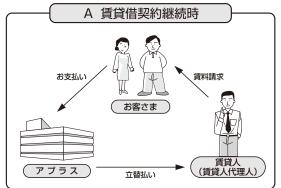
アプラスが保証する債務等の範囲は、以下の通りです。

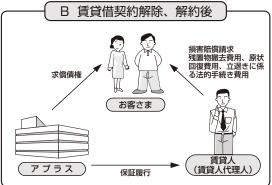
- ①賃貸借終了から物件明渡日までに発生する損害賠償債務 ※①~②の合計24ヶ月分まで ②残置物の撤去費用および賃借物件の原状回復費用(合わせて賃借費用の6ヶ月分上限)
- ②残直物の撤去貨用のよび負信物件の原状凹復貨用(合わせて負信貨用の 6 ケ月が上限) ③立退きに係る法的手続き費用(訴訟費用、保全費用、強制執行費用、弁護士費用等)但
- ③立退きに係る法的手続き費用(訴訟費用、保全費用、強制執行費用、弁護士費用等)但 し200万円を上限とします。
- ◆上の図のようにお客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約と保証委託契約を結ぶことになります。
- また、Aの図は、月々の立替金の弁済がされており賃貸借契約が継続している場合の請求と お金の流れを表しています。Bの図は、賃貸借契約の解除、解約後の債権債務の関係を表し ています。

お客さまに対する賃貸人からの損害賠償請求や費用の請求についてはアプラスが保証履行して支払います。アプラスはこれにより求償権を得ますので、お客さまはアプラスに対して求償債務を返済する義務が生じることを表しています。

※一定の場合にはアプラスが保証委託契約を解除することがあります。詳しくは「ご契約の内容」をご参照願います。

● 家賃サービス「プラス」(W) 契約に関して、お客さまの情報が個人信用情報機関に「カード商品」または 別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。 詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。





# 3.月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。 (例) 11月分家賃→10月27日引落とし

# 4.賃貸借契約を更新されるときは…

●賃貸借契約の期間満了後も引続きお住まいになる場合は、賃貸人(賃貸人代理人)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(賃貸人代理人)にご確認ください。

# 5.賃貸借契約を解約(終了)されるときは…

●賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡されるときは、明渡し 予定日を賃貸人(賃貸人代理人)にご連絡ください。

# ご注意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが 単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任 がございます。どんなに親しい人からたのまれても、 他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

# お願い

新しい電話番号が決定しましたら… 契約後、ご住所を変更される場合は… アプラス家賃サービス係まで ご連絡をお願いします。

信販会社への 問合わせ・相談窓口は…



# 家賃サービスに関するお問合わせ先

●家賃サービス係

- **☎** 0570 − 064 − 263
- ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
- ※電話番号は、お間違いのないようにお願いいたします。

#### 個人情報の取扱いに関する同意条項

#### 第1条(個人情報の収集・利用の同意)

- (1)申込者(契約者を含む。以下「私」といいます)は、株式会社アプラス(以下「会社」といいます)が立替払契約および保証委託契約(申込を含む。以下「本契約」といいます)ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます)を保護措置を講じたうえで収集(インターネット等からの取得も含む。)し利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報おび共同利用等により取得した情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。
- ①会社所定の申込書(電磁的申込書を含む。)に私が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、私の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報、届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報等の「属性情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)
- ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の 「契約情報」
- ③本契約に関する利用開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」
- ④私が申告した私の年収(世帯年収を含む)、資産、負債等、会社が収集 している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払 能力の判断のための情報」
- ⑤電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報 ⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録)
- したもの)
- (2)私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手を含む)または会社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。
- (3)私は、会社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。
- (4)会社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- (5)私は、申込書および契約書(以下「申込書等」といいます)に記載の賃貸人もしくは賃貸人代理人が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、申込書等に記載の賃貸人もしくは賃貸人代理人が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。
- (6)私は、申込書等に記載の賃貸人もしくは賃貸人代理人が私との賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要な範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

#### 第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

- (1)私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
  - ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
  - ②市場調査、商品開発のために利用する場合。
- ③書面やその他媒体(電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
- (2)私は、会社が、会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用する

ことに同意します。

#### 第3条(SBI新生銀行グループにおける共同利用)

私は、会社が、株式会社SBI新生銀行(以下「SBI新生銀行」といいます)およびそのグループ企業(以下SBI新生銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。

- ①私へのSBI新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービス のご提案、ご案内のため
- ②私が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI新生銀行が責任を有するものとします。

SBI新生銀行の住所・代表者はこちら

会社概要 | SBI新生銀行について | 企業・IR | SBI新生銀行 (sbishinseibank.co,jp) ※SBI新生銀行グループとは、SBI新生銀行、ならびにSBI新生銀行の有価 証券報告書等に記載するSBI新生銀行の連結子会社および持分法適用関 連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用につ いて提携する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

#### 第4条 (個人信用情報機関への登録・利用の同意)

- (1)私は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます)および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、私の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に 下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、 私の支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同 じ)の目的に限り利用されることに同意します。
- (3)加盟機関の名称・住所・問合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。 名称:株式会社シー・アイ・シー(略称CIC)

新宿ファーストウエスト15F

名称・株式会在シー・ティ・シー(略称し I C) 住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

電話番号:ナビダイヤル 0570-666-414

URL: https://www.cic.co.jp/

orth heepstri i i i i i elected tjp:	
登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

(4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

①名称:株式会社日本信用情報機構(略称JICC) 住所:〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:ナビダイヤル 0570-055-955

URL: https://www.jicc.co.jp/

②名称:全国銀行個人信用情報センター(略称KSC)

住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号:03-3214-5020

URL: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

#### 第5条 (個人情報の預託等の同意)

- (1)私は、会社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに 付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、会社が個人情報の保護 措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預 託することに同意します。
- (2)私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

#### 【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- ●名称:エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 住所:〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
- ●名称:アルファ債権回収株式会社

住所:〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号 東京ダイヤビルディング5号館

#### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)私は、会社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
- ①会社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口にご連絡ください。 開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細 についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社の ホームページに掲載しております。
- ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- (2)前項に基づく会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第7条(本条項不同意の場合の措置)

私は、私が本契約において必要な記載事項(申込書等に記載すべき事項)の 記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全 部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合があることに 同意するものとします。

#### 第8条 (利用停止の申出)

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であっても、私が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、会社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、会社が送付する「ご返済予定表」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

#### 第9条(契約が不成立の場合の同意)

私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のため、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

#### 第10条(条項の変更)

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### 第11条(個人情報に関する問合わせ窓口)

個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住 所:吹田市豊津町9番1号 ビーロット江坂

担当部署:株式会社アプラス お客さま相談室

電話番号: 0570-001-770 ※0570 (ナビダイヤル) は有料です。 ※電話番号は、お間違いのないようにお願いいたします。

URL: https://www.aplus.co.jp/

[同意202204]632-008 632-1251 202306 ② お客さま用

#### ご契約の内容(約款)

契約者(以下、「私」といいます)は、「アプラス家質サービス「プラス」(W) |契約書」(以下、単に「契約書」といいます)記載の賃借物件(以下、「賃借物件」といいます)に係る賃貸借契約者(以下、「賃貸借契約者」といい、賃貸借契約者が私である場合を含みます)が、契約書記載の賃借物件の賃貸人(以下、単に「賃貸人」といいいます)との間で締結する賃貸借契約に関して、①私または賃貸借契約者が賃貸人および賃貸人代理人に対して支払う費用(その具体的な内容は、立替払契約条項第1条に送めるものとします)の立替払いおよび②私または賃貸借契約者が賃貸人および賃貸人代理人に対して負う債務のうる、保証委託契約条項第2条に定める債務の保証について、次のとおり株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)との間で、立替北契約および保証委託契約を締結します。

#### [立替払契約条項]

#### 第1条(立替払)

11風は、「賃貸借契約者が賃貸人との間で締結した賃貸借契約に基づき、賃貸人に対して支払う契約書記載の月額賃借 費用(以下、賃借費用」といいます)を、会社が賃貸人に並差払いすること、および②賃貸借契約者が賃貸借契約に関して賃 貸入代理人に対して負担する更新事務手数料その他の費用(以下、「賃貸人代理人費用」といいます)を会社が賃貸人代理人 に立替払いすることを会社に委託し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が、①の賃借費用を金を賃貸人 代理人に委託している場合には、私は会社が賃借費用を賃貸人代理人に立替払いすることを委託する私の失金を賃貸人

20風は、賃借物件における水道・ガスその他の使用料金、賃貸借契約者と賃貸人との賃貸借契約書に記載された当該賃貸借契約に基づき賃貸借契約者的負担する更新料、増額敷金、早期解約進約金賃貸借契約で定める一定期間内に賃貸借契約に基づき賃貸借契約者的合による解約または賃貸人による解除がたされた場合に賃貸借契約者が自立を量をいいます。ただし、賃借費用の2ヶ月分を上限とします)解約通知義務違反違約金賃貸借契約者が賃貸借契約で定める所定の期日より後に賃貸借契約の解約を申し入れた場合に賃貸借契約者が負担する金員をいいます。ただし、賃借費用の1ヶ月を上限としますは、解約通知義務違反違約金賃貸信契約者が賃貸借契約の解約を申し入れた場合に賃貸借契約者が負担する金員をいいます。ただし、賃借費用の1ヶ月を上限とします」およびその他賃貸借契約時間にて私が負担する手数券等(以下、これちを下その他費用等)といい、賃借費用もおよび賃貸人代理人費用とあわせて「賃借費用等」といいます)を本契約の対象とすることができるものとし、その場付理人での世費用等の立替払いを委託するものとします。なお、この場合の立替払額は、賃貸人または賃貸人代理人が会社に通知した額とします。

#### 第2条(賃借費用等の立替払)

(1)会社は、賃貸人または賃貸人代理人との間で取決めした期日に、賃借費用等を立替払いするものとします。

22私は、会社が賃貸人または賃貸人代理人との間の取決めにより前項の立替払日を変更できることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

#### 第3条(弁済金の返済)

私は、会社に対して、賃借費用等に契約書記載の事務手数料を加えた契約書記載の月額支払合計金(以下、「弁済金)といいます)を、契約書記載の支払日に、名が指定し会社が認めた支払口座からの口座振替の方法により支払うものとします。ただし、当該大払日までに当該方法による支払がない場合には、会社の指定する預防を口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払いその他会社が認める方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該弁済金を受領した時点で、会社に対する支払いがなされたものとします。集集条例回事務手数料)

私は、本契約について、契約書記載の初回事務手数料を契約書記載の初回支払日までに会社に支払うものとします。

#### 第5条(立替払の停止)

会社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、立替社も停止することができるものとします。①私外、済済金の支払いを3ヶ月分(但し賃借費用及び水道・ガスその他の使用料金の3ヶ月分とします)遅滞したと3。②私が済済金の支払いを選売した場合において、賃貸人または賃貸人代理人が私または賃貸借契約者に対する明途請求義務を怠ったとき。②会社が、私から賃貸借契約を対了させる内容の通知を受けたとき。①賃貸用契約について、私および賃貸借契約者と賃貸人を選入と会社が、私から賃貸借契約との町で紡績がせじていると4。③賃貸人または賃貸人代理人が、賃貸人または賃貸人代理人と会社との本契約取扱いに係る提携契約(以下「提携契約)といいます)で定められた禁止事項に違反したとき。⑥賃貸人または賃貸人代理人が賃貸人者を付款を入る。⑥賃貸人またお賃貸人代理人が賃貸人主会の賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の収受権限を有さない等、提携契約で定められた禁止事項に違反したとき。⑥賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の収受権限を有さない等、提携契約であられた会社が立替払等を行うための要件が元足されているが否かについて接続が生じていると会社が判断したとき。

#### 第6条(立替払契約の終了)

立替払契約は、本契約が終了する場合のほか、賃貸借契約が終了したときに、当然に終了するものとします。ただし、早期 解約過約金および解約通和義務違反違約金の立替払いについてはこの限りではなく、また、私が、立替払契約に基づく会社 に対する債務の支払いを完了していない場合は、私はその支払いを免れることはできず、その限りにおいて立替払契約は なお効力を有するものとします。

#### [保証委託契約条項]

#### 第1条(保証委託)

私は、賃貸借契約に関して賃貸人に対して負担する債務のうち第2条に定める費用の支払債務について、会社に対して 連帯保証を委託し、会社はこれを受託するものとします。

#### 第2条(保証の対象となる債務)

(1)保証委託契約の対象となる債務に、賃貸借契約に関して、賃貸借契約者が賃貸人に対して負う債務のうち、以下の各号 に定める費用等の支払債務とします。(但し、②乃至②については賃借費用の24ヶ月分を上限とし、24ヶ月分を超えると きは、超過分について会社は連帯保証しないものとします。)①賃借費用等および賃貸借契約終了日から賃借物件の譲行 定の間に発生する賃借物件の使用に係る損害賠償債務。②残置物の撤去費用および賃借物件の原状回復費用(但し、適常使 用に伴う損耗部分を除き、合貸して賃借費用の6ヶ月分を上限とします。)②賃借物件の所選とに関し、賃貸か か注的手続 (訴訟手続、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印紙代、郵券代等のいわゆる狭義の訴訟費用の みならず、弁護士費用(手続の前提となる解除適加の発送や法的手続前の任意交渉を弁護士に委任する場合の費用を含み ます。)、執行動出者費用、残運動幹着批業費用等を含み、200 万円を上限とします)。

2 | 前項各号に定める費用の支払いを遅滞した場合の違約金、遅延損害金の支払債務は、保証委託契約の対象とはならないものとします。

#### 第3条(保証債務の履行)

(1)会社が保証債務を履行した場合には、私は、当該債務その他本契約に基づき私が会社に対して負担する一切の債務を、会社に対して直ちに支払うものとします。

2)賃貸借契約者が賃貸人に対する義務の履行を怠った場合、会社は、かかる義務に関する保証債務について、保証債務を履行する前であっても、私に対する事前求償権を行使できるものとし、この場合の事前求償請求額は、賃貸人または賃貸人代理人が会社に通知した保証債務額とします。なお、私は、会社の事前求償権行使について、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

31風は、会社が賃貸人に対して負担する保証債務の履行及びその増加を防止する義務を負うものとします。 (4会社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、保証債務を免責されるものとします。①私が、弁済金の支払 いを遅滞したときに、賃貸人または賃貸人代理人が私または賃貸得契約者に対する明波請求義務を怠ったとき。②賃貸借 契約について、私および賃貸借契約者と賃貸人または賃貸人代理人との間で粉議が生じているとき。③賃貸人または賃貸 人代理人が提携契約で定められた禁止事項に反する行為を行ったとき。

#### 第4条(保証委託手数料)

[立替払契約条項]第5条に基づき立替払を停止したあと、保証債務履行終了までの契約書記載の事務手数料は、[保証委託契約条項]第2条第1項①号に対する保証委託手数料として、私が引き続き会社に支払うものとします。

#### [立替払契約及び保証委託契約についての共通条項]

#### 第1条(有効期間)

(1)立替払契約および保証委託契約(以下、これらを「本契約」といいます)は、会社が承諾し、賃貸人または賃貸人代理人に 通知したときに成立するものとし、賃借物件の明渡しがなされるまで(但し、明渡し後に会社が立替払契約条項第1条第2 項の早期解約違約金もしくは解約通知義務違反違約金を立替払いするとき、または保証委託契約条項第2条第1項②乃至 ④号の債務を保証履行するときは、当該立替払いまたは保証履行が完了するときまで)存続するものとします。また会社が 本諾しない場合もその旨賃貸人または賃貸人代理人に通知されるものとします。この場合、賃貸人または賃貸人代理人か ら私にその目が通知されるものとします。

(2)本契約は、賃貸借契約者と賃貸人との間の賃貸借契約が更新された場合は、更新後の期間についても有効に存続するものとします。

(3)私が、賃貸借契約に定める期日までに賃貸借契約の終了もしくは解約の申出を行わないときは、私は、会社が賃貸人または賃貸人代理人から適知された条件により、賃貸借契約およびこれに基づき本契約が更新されたものとして取扱うことに異議ないものとします。なお、私は会社から賃貸借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

#### 第2条(賃借費用等の変更)

私は、賃貸借契約期間中に次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払委託および保証委託する賃借費用等も当然に変更され、賃貸入または賃貸入代理人から会社に通知があったときに、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この場合、特に変更契約書の取交わしは行わないものとしまの借費用等の改定。②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅。②消費稅法で定める税率または課稅範囲の変更があったとき。

# 第3条(返還數金等の代理受領) (1)私(賃貸信契約者である場合に限る。以下、本条および第12条において同じ)は,賃借物件の明渡時に、私が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務が存するときは、私が賃貸人から支払いを受けるべき次の各等の請求権に基づく金員について、会社が私を代理して受領することを予め承諾するものとします。①賃借物件の明渡時に返還を受けることを予し承諾するものとします。①賃借物件の明渡時に返還を受けることを解析として、私が賃貸入に而試した敷金、保証金その他の委員の返還請求権。②賃借物件明渡日の翌日以降の未賃借期間出当分の日割り賃借費用等の返還請求権。③その他本契約または本契約に付随する契約に基づき発生し、または将来発生す

(2)私は、次の各号の行為を行わないものとします。①前項各号の債権を第三者に譲渡、質入又は担保提供等すること。② 前項の会社への代理受領の委任を解除したり、第三者に代理受領を委任すること。

#### 第4条(届出事項の変更)

(1) 私は、私または賃貸借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話等での連絡により届け出ることもできるものとしませ

②私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、会社が通常到達す そきに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを 得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

#### 第5条(費用等の負担)

(1私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②私が会社に対する弁済金の支払いを推満したことにより、会社が振込用紙を送付する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き日間につき660円 税込うと即要した費用。③会社が私の希合により請削集金したときは、目につき100円(税込)。④会社が私の対して、書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。⑤会社が保証債務を履行したときは、履行に要した費用。⑥本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全のために、会社が注的手続(訴訟費用、保全、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印紙代・郵券代等のいわゆる狭義の訴訟費用のみならず、弁護上費用を含みます。)

(2)尾が会社に支払う費用について公租公課が課せられる場合または公租公課(消費税等)が変更された場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

(3)私は、賃貸人と会社の間の保証契約に基づき、会社が賃貸人に対して、賃貸借契約の終了に伴う賃貸物件の明渡しに関して、賃貸人が法的手続(訴訟手続、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印紙代、郵券代等のいわゆる狭義の訴訟費用のみならず、弁護士費用(法的手続の前提となる解除通知の発送や法的手続前の任意交渉を弁護士に委任する場合の費用を含みます。)、執行補助者費用、残置動産撤去費用等を含みます。)の支払いを履行した場合には、その費用相当額を負担します。

#### 第6条(紛議)

(1)私は、賃貸借契約に関し、賃貸人または賃貸人代理人との間で粉議が生じた場合は、すべて私および賃貸借契約者と賃貸人および賃貸人代理人との間で解決するものとし、会社に対する弁済金および求償債務の支払いを免れることはできないものとし、ます。

(2)私は、賃貸借契約者が、賃貸借契約に関し、賃貸人または賃貸人代理人に対して、賃借費用等の債務の支払停止を主張 し得る正当な事由が存し、賃貸入または賃貸人代理人に対する支払いを停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもっ で通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払関日が到来する賃借費用等について、賃貸人または賃 貸入代理人に対する立替払いまたは保証債務の支払いの停止を会社に依頼することができるものとします。

(3)私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃貸人または賃貸人代理人に賃借費用等 の立替払いまたは保証債務の履行をした場合、私は、会社に対する弁済金の支払債務または求債債務を免れることができ ないものとします。

#### 第7条(遅延損害金)

私が会社に対する弁済金の支払いまたは求償債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各 弁済金または求償額に対して年1460%(1 年を 365 日とする日制計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 第8条(質管槽契約の終7の涌知)

(1) 私は、賃貸借契約の解除または解約もしくは賃貸借契約期間の満了等により、賃貸借契約を終了するときは、賃貸人または賃貸人代理人に対し、賃貸借契約書に定める期日までにその旨を通知するものとします。

(2)私が前項の通知を怠った場合については、第6条第3項に準ずるものとします。

#### 第9条(本契約の終了)

(2)本契約は、以下の事由が生じた場合も、当然には終了しないものとします。①私について破産手続開始決定がなされた とき(破産管財人が選任された場合を除く)。

#### 第10条(期限の利益の喪失、本契約の解除)

(1)次の各号のいずれかの事由が生じたとき、または次項により会社が本契約を解除したときは、私は当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合において、私が本契約に基づく会社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。①私が本契約に基づく弁済金の支払を遅滞したとき。②私が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。③私について破産・民事再生手続の申立があったとき、あるいはこれらの手載を前提とした代理人が選任され

たとき。④私が振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき。⑤私が会社に対して負担する他の支払責務について、期限の利益を喪失したとき。⑥その他私の信用状態が著しく悪化したとき。

いか過度を大くしたことので、の他の心情が必然が有しく恋にしてこと。 (2)会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたきは、私に何らの通知・儘告を要することなく、いつでも本契約を解除 することができるものとします。①賃貸借契約者が死亡したとき。②私が本契約を申し込むにあたり、住所、氏名・年齢・ 職業・電話番号・収入・資産関係など信用湯をの重要事項について虚偽の申告をしたことが判明したと。③賃貸人また は賃貸人代理人と賃借人との間に契約書に記載された内容の賃貸借契約、その他の利用契約がない、またはその契約内容 が異なっていると会社が合理的に判断したとき。④賃貸相契約書はび契約書に記載された人居者と対象物件の真実の人 居者が異なっていると会社が全理的に判断したとき。④賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の収益を担係と有さない 等、提携契約で定められた会社が立替払を行うための要件が元足されていないことが判明したとき。⑥賃貸人または賃貸 人代理人が提携契約で定められた会社が立替払を行うための要件が元足されていないことが判明したとき。⑥賃貸人または賃貸 人代理人が提携契約で定められた禁止事項に違反したとき。⑦私行は不請を理解できない等の理由により、本契約を継続 第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合。同条第1項もしくは第2項の規定に基づく離約に関して虚偽の申告を したことが判明した場合、または同条第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本 契約を継続することが不過りであると会社が判断したとき。

(3)前項(®の規定の適用により、会社に損害、損失または費用(以下、これらを「損害等」といいます)が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項(®の規定の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

#### 第11条(本契約の効力)

本契約が第9条または第10条第2項により終了した場合、会社は、第9条または第10条第2項各号の定める事由が発生した時以降に発生する賃貸入または賃貸入代理人に対する立替払債務及び保証債務について、一切免責されるものとします。ただし、第9条第1項のまたは、第10条第2項(2の場合、会社は保証委託契約条項第2条第1項の保証対象債務のうち同項②号および③号の債務については免責されないものとします。

#### 第12条(返還敷金等による弁済)

10会社は、第3条第1項に基づき代理受領した金貝を、私に通知することなく、私が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務の弁済に充当することができるものとします。

(2)前項により、会社が第3条第1項に基づき代理受領した金員を私が本契約に基づき会社に対して負担する債務の弁済 に充当した場合において、余剰金が発生した場合は、当該余剰金は会社から私に返還されるものとしますが、不足が生ずる 場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

#### 第13条(弁済金の延滞に伴う取扱い)

(1)尾が、会社に対する弁済金の支払いを遅滞した場合は、賃貸人または賃貸人代理人から、賃貸借契約に基づく賃借費用等の支払債務を不履行したものとして取扱われても実議ないものとします。またその取扱いは会社の賃借費用等の立替払の有無にかからないものとします。

(2)前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の遅滞状況について、会社が賃貸人または賃貸人代理人に対して通知しても、異議無いものとします。

#### 第 14 条 (賃貸人または賃貸人代理人の債務不履行等による本契約の解除)

私は、会社と賃貸人または賃貸人代理人との間の提携契約に基づく債務の不履行等により、賃貸人または賃貸人代理人 と会社の信頼関係が喪失した場合に、会社が提携契約を解除することにより本契約が終了することを承諾するものとしま

#### 第15条(反社会的勢力の排除)

11私は、私および賃貸借契約者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者②暴力団準構成員 (3暴力団関係企業③総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金機得活動に乗じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)⑨その他前各号に準ずるもの

②紙は、私または賃貸借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風談を流布し、偽計を用いまた威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為⑤冬の他前各号に準ずる行為

(3)私または賃貸借契約者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は、私に対し 当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、私はこれに応じるものとします。 第46条 に解析審案)

賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借または期限付賃貸借であり、賃貸借契約期間 終了後に賃借物件について私が新たに賃貸借契約(以下、再契約」といいます)を締結する場合には、会社が私に対して特 投の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差し入れられた敷金等の返還請求権に ついては、第3条および第12条に牽するものとします。

#### 第17条(弁済金の充当順序)

※ 私の会社に対する弁済金が、本契約に基づき会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なくして、会社所定の充当順序により、当該弁済金の債務への充当を行うことに何ら異議ないものとしました。

#### 第18条(公的書類等の取得・提出の同意)

11私は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することに同意するものとします。

(2)私は、会社が、債権管理の目的のため、私の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提 出期限を指定して各種確認や公的書類等の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

#### 第19条(賃貸人及び賃貸代理人の変更)

(1)賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人を変更 後の賃貸人とすることに同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃貸人に立替払いしている場合、私は会社が 私に特段の手続きをとることなく、①引き続き本契約に基づき変更後の賃貸人に立替払いすること、及び②変更後の賃貸 人に保証債務を履行することに同意するものとします。

(2)賃貸人代理人が変更となり、変更後の賃貸人代理人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特段の手続きとることなく本契約における賃貸人代理人を変更後の賃貸人代理人とし、①引き続き本契約に基づき変更後の賃貸人代理人に立替払いすること、及び②保証債務履行に基づく支払いを変更後の賃貸人代理人に行うことに同意するものとします。

(3)私は前二項の同意に伴い、本契約に関する個人情報の取扱に関する同意条項における賃貸人及び賃貸人代理人についても、変更後の賃貸人及び賃貸人代理人がこれに該当するものとし、当該同意条項が適用されることに同意するものとします。

#### 第20条(合意管轄裁判所)

私は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私の住所地または契約地ならびに会社の本社・東京本部・各支店・各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。 【問合わせ・相談案口】

1. 賃貸借契約についてのお問合わせ、ご相談は契約書記載の賃貸人または賃貸人代理人にご連絡ください。

1. 貝貝市突約についてのお同合わせ、こればは突約音記載の貝貝人まだは貝貝人に生死にこ連絡ください。 2. 立替払契約または保証委託契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のアプラスにご連絡ください。

#### 株式会社アプラス 家賃サービス係 TEL. 0570-064-263

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

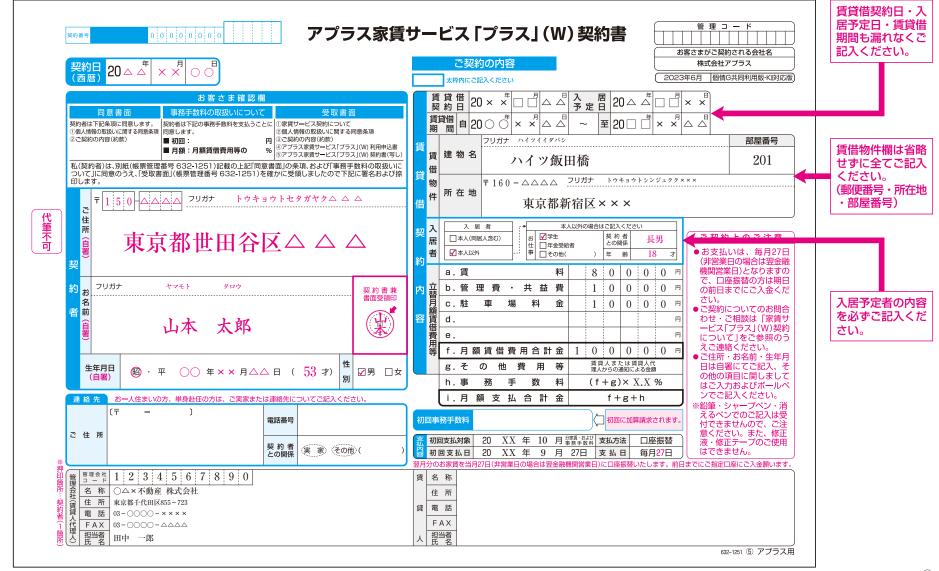
※電話番号は、お間違いのないようにお願いいたします。

[約款632-107]2022.08\_

632-1251 202306 ③ お客さま用

# 記入例

で住所、お名前(フリガナ)、生年月日は必ずで本人さまの直筆でお願いします。 ※「で住所」「お名前(フリガナ)」「生年月日」の訂正はできません。 改めて書き直していただきますようお願いします。 それ以外の訂正はご契約印と同じ印で訂正印を押してください。



<b>アプラス家賃</b>	サービス 「プラス」 (W) 契約書
<mark>契約日 (西曆) 年 月 日</mark>	お客さまがご契約される会社名         本枠内にご記入ください       2023年6月 個情G共同利用版·K/対応
お客さま確認欄	賃貸借 20 年 月 日 入 居 20 年 月 日 日 第 日 20 年 月 日 日 第 日 日 20 年 月 日 日 日 第 日 日 20 年 月 日 日 第 日 20 年 月 日 日 20 年 月 日 日 第 日 20 年 月 日 日 20 年 第 日 日 20 年 月 日 日 20 年 第 日 20 年 月 日 日 20 年 第 日 日 20 年 月 日 日 20 年 第 日 日 20 年 日 日 20 年 第 日 20 年 日 20 年 日 20 年 日 20 年 日 日 20 年 日 日 20 年 月 日 日 20 年 日 日 20 年 日 日 20 年 日 20 日 20
契 約 お 名 前 (自署)  (自署)  (自署)  (性)  (性)	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A
生年月日 (自署)       昭 ・ 平 年 月 日 ( 才)       日 ( 才)       日 ( 月 日 ( 才)       日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 月 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 月 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ( 日 日 日 ( 日 日 日 ( 日 日 日 ( 日 日 日 ( 日 日 ( 日 日 ) 日 ( 日 日 ) 日 )	g. そ の 他 費 用 等       賃貸人または賃貸人代理人からの通知による金額         h. 事 務 手 数 料 (f+g)× 1.0 %       i. 月 額 支 払 合 計 金 f+g+h         初回事務手数料       ¥10,000-         初回事務手数料       「初回に加算請求されます。         初回をおかり       「できませんので、で注意ください。また、修正
契約者   実家 その他()	表       初回支払対象       20       年       月 分類・85以 支払方法       口座振替 液・修正テープのご使用 はできません。         初回支払日       20       年       月 27日       支 払 日       毎月27日         翌月分のお家賃を当月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)に口座振替いたします。前日までにご指定口座にご入金願います       賃       名 称         住 所       電 話       FAX         人       担当者         氏 名

		£			
契約番号 0 2 1 6 1 3 0 0 0 0 0 0 0 0				管理会社記入欄※契約番号は必ずご記入くださ	い。

±π		フリガナ		フリガナ
契	お		ご	
約	名		住	
者	前		所	

# アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・伽)

株式会社アプラスへ支払う利用代金等を、預金口座振替(自動払込み)により支払うこととしたいので、下記事項(ゆうちょ銀行をご指定の場 合は、自動払込み規定が適用される)を確約のうえ、依頼いたします。

金融機関 支 店 振替(払込)日:毎月27日(非営業日の場合はその翌金融機関営業日)  $\neg$  -コード ド

#### ご希望の金融機関どちらか-つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印を押印してください。

																		_			
Þ	種別	J=-	ユー	種	別		通	帳	記	号		通帳	番号	(右t	からつめ	てご記	入ください)		※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご	印鑑を	をお願いします。
うちょ	1	6	6	3	4	1				0	*										
銀行	払 込口座	处 先 番号	009	20-6	6—15	030	払 込加入す	. 先 者名	株式	会社	アプラ	ス払	込日:	毎	月27日	(非営 その	常業日の場合は 翌金融機関営業日	)			
金 <sup>ゆ</sup> う					1	退言用:						3	本方						捨 印 (ゆうちょ銀行除く)		$\bigcup$
金融機(ゆうちょ銀行を)						言用 組織							出張所御 中	-	フリカ	jナ -				お	
機行を			金		目			座番	号(	右から	つめてご	記入くだ	さい)			座				届け	ED
関係	1 <del>1</del>	普 総合[	通 ]座)	2	当	座									名義	시				印	

# 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)

- . 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
  . 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議はございません。
  . この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
  . 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
  . 上記契約番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
  . この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。振替日株式会社アプラスの指定する日(非営業日の場合は翌金融機関の営業日)振替開始日株式会社アプラス及び関係金融機関の事務手続完了次第

金	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし	検 印	印鑑照合	受付印
融					
機	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違			
金融機関記	3. 預金種目相違	8. その他			
記	4. 口座番号相違	( )			
欄	5. 名義人相違				
( וויייו					l )



年

月

日

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、 左記該当箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

返送先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階 株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

アプラス取扱店 家賃サービス係

# 【預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書のご記入にあたって】

1. お知らせ

- (1)通帳をもとに正しくご記入のうえ、必ず「金融機関お届印」をご押印ください。(お届け印がサインの場合は同じサインをお届け印の欄に記入して ください。)
- で記入・ご押印箇所に不備がございますと、お振込みによるお取扱いとなります。 (2)口座は、ご契約者ご本人の口座でお願いします。
- (3)ご記入事項を訂正される場合には、訂正箇所へ「訂正印(金融機関お届印)」が必要です。
- (4)「貯蓄預金口座」は、ご利用になれません。 (5)口座振替(自動払込)できる金融機関

- □産城官(日野祖位)とこる正照機関 (都市銀行)全行、(地方銀行)全行、(信用金庫)全金庫、(労働金庫)全金庫、(漁業協同組合)全組合 (信託銀行)三井住友・三菱UFJ・みずほ (信用組合)、(農業協同組合連合会)、(農業協同組合)※一部お取扱いしていない地域があります。詳しくは、アプラスまでお問合わせください。

■ゆうちょ銀行

# **APLUS CARD Fit**

新生活にフィットしたお得なクレジットカード 家賃サービスの契約と同時にお申込み手続きを!!



# カードの詳細・お申込みはコチラから

アプラス カード フィット





https://www.aplus.co.jp/creditcard/use/fit/index b.html

# 使えば使うほど貯まる、アプラスのポイントプログラム

# いつでも0.5%のポイント還元率!

通常、毎月のカードショッピングご利用金額合計200円(税込)につき、1ポイント(1円相当)貯まります。

※カードの有効期限は、初年度は1年間、次年度から5年間となります。あらかじめご了承ください。

キャンペーン・特典番号: 21-013

#### 入会特典



カードお申込月を含む6ヶ月間は、 さらに

1.0%のポイントを 通常のポイントに加えて還元!



カードお申込月を含む4ヶ月間に、事前登録型リボ払い「リボかえル」のご登録 およびカードショッピングを1回でもご利用いただくと

2.000ポイント(2,000円相当)をもれなくプレゼント!

-※リボルビング払いのご利用には所定の手数料がかかります。

キャンペーン・特典番号:21-014

#### 家賃ポイント特典

### 毎月、家賃ポイントが進呈されます!

APLUS CARD Fitのお申込みと同時に、毎月の家賃をアプラスの家賃サービスでお支払いいただく方は、 毎月の家賃のお引落とし額に対して 0.5%相当のポイントを還元!





60,000円を毎月口座振替 いただく物件の場合





家賃の口座振替のお引落として

300ポイント (300円相当)

# 毎月のカードショッピングのご利用と家賃ポイントでポイントがどんどん貯まる!

たとえば…

携帯電話料金



10.000円(税込)/月 カード払いで

> **50**ポイント (50円相当)

公共料金 (電気料金など)



15.000円(税込)/月 カード払いで

> **75**ポイント (75円相当)

プロバイダー料金



3,000円(税込)/月 カード払いで

> **15**ポイント (15円相当)

スーパー・コンビニでの お買い物



20.000円(税込)/月 カード払いで

> 100ポイント (100円相当)

(※ 入会特典の適用がない事例です)



60,000円を毎月口座振替 いただく物件の場合

> 300ポイント (300円相当)

1ヶ月で540ポイント (540円相当)

**1年で 6,480**ポイント(6,480円相当)

**お申込み・ご入会についてのご注意** ※カードのご入会に際しましては、所定の審査がございます。※カードのお申込みから発行までに2週間程度かかる場合がございます。

ポイントについてのご注意

進呈されるポイントは、アプラスポイントプログラムの「アプラスポイント」となります。通常、毎月のカードショッピングご利用金額合計200円(税込)につき、 1ポイント(1円相当)(ポイント還元率0.5%)が進呈されます。

入会特典について

<特典1>※カードお申込月を含む6ヶ月間は、さらに1.0%のポイントを還元します。※ポイントは売上明細単位で計算され、カードお申込月の8ヶ月後までにまと めて進呈いたします。※お申込月は、カードお申込完了時にアプラスから自動で送信されるメールの送信日の属する月となります。 <特典2>※お申込月を含む4ヶ月間のリボかえルのご登録とカードショッピングのご利用が対象です。※カードショッピングのご利用があれば、利用金額は問い

家賃ポイント特典について ※アプラスの家賃サービスでのお引落とし額が対象です。※APLUS CARD Fit会員様のみ対象です。

ません。カードキャッシングご利用分は対象外です。※ポイントはカードご入会月の6ヶ月後までに進呈いたします。

CA20-0003 2202 TF

# アプラスポイントプログラム

# \「アプラスモール」でさらにポイントが貯まる! /

# アプラスモール アプラスモールとは・・・

ポイントが最大30倍貯まるアプラスのポイントサイトです。 ネットショッピングの際に、アプラスモールを経由してショップ ページを利用すると、ショップごとに定められたポイント倍率 がそのお買い物に対し加算され、さらにおトクにポイントが 貯まります!



※アプラスモールに登録されているショップのみとなります。 ※基本の0.5%に対する倍率となります。

# | 貯まったポイントはお好きな賞品と交換! /

ポイントはアプラスポイントプログラムのお好きな賞品と交換が可能です。 電子ギフト、航空マイル、他社ポイントなど、様々な賞品をご用意しております!



アプラスポイントプログラム





https://www.aplus.co.jp/creditcard/point/index.html





# ポイントの交換はNETstation\*APLUSから手続き簡単!!

カード会員向けWEBサービスNETstation\*APLUSにて毎月のご利用明細や ポイントの確認、お支払い方法の変更などを簡単におこなえます。 また、スマートフォンをお持ちであればアプリからの確認をすることもできます。



#### NETstation\*APLUSの便利な機能

POINT 1

最新のご利用明細を いつでもWEBで確認



POINT 2

ポイントの確認や交換



※毎月メールでお知らせ

POINT (3)

1回払いから 分割払い・リボ払いへ お支払方法の変更



POINT 4

お得なキャンペーンに エントリー



# APLUS CARD FitはQUICPayにも対応!



# QUICPay™(クイックペイ)

#### チャージのいらない電子マネー

OUICPayマークのあるお店で、専用端末にカードやスマホをかざすだけでお支払ができる、サインや事前のチャージが いらない電子マネーです。

クイックペイご利用料金は、クレジットカードご利用分と合わせてのご請求となり、ポイントなどの特典も受けられます。





# QUICPayのメリット



### かざすだけで すばやくお支払い お買い物がもっと簡単に

**OUICPay**ならスマートフォンやカード をお店の端末にかざすだけで、すば やくお支払いが完了します。

サインや暗証番号はもちろん、バー コードを読み取る必要もないので、 お会計でモタつくことはありません。 あなたのお買い物がもっと簡単に、 もっとスマートに。



# 全国121万ヵ所以上\*1で 利用可能

コンビニやレストラン、タクシーや レジャーなど、全国121万ヵ所以上 の場所で利用できます。OUICPav が使える場所はどんどん拡大中。 さまざまなシーンで、お支払いが もっと便利になります。

\*1:2020年6月時点



#### より安心・安全な キャッシュレス

お店の端末にかざすだけでお支払 いが完了するため、**あなたのカー** ド番号や暗証番号を盗み取られ る心配はありません。生体認証が 使える端末なら、第三者の不正利 用も未然に防げるから、お支払い がますます安全に。

QUICPayはNETstation\*APLUSからお申込みいただけます。